○近畿地方整備局告示第二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社京都確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	梶本　麻季

(2)　変更年月日　平成二十四年一月十日

○近畿地方整備局告示第二十五号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

別表十六の項を削る。

○九州地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月九日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
都城市五十町一五三四番一一から同市五十町一五三四番三まで	前	一八・八〇～二五・七〇メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	一八・〇〇～一九・九〇	〇・〇五一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・二号中央通

三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　変更無し

○北海道開発局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　中標津都市計画道路事業三・四・十四号西町通

三　事業施行期間　自平成二十二年七月二十六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十二年北海道開発局告示第百号の事業地のうち標津郡中標津町西町五丁目、西町六丁目及び西町七丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方環境事務所告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月九日　関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
トーエイ工業株式会社	神奈川県横浜市西区北幸一丁目十一番十五号
株式会社NSS	新潟県新潟市西区みずき野一丁目十番二号

○関東地方環境事務所告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月九日　関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
株式会社地域環境研究所	埼玉県川口市西青木三丁目四番二号
東興ジオテック株式会社	東京都港区芝二丁目十四番五号
総合地質調査株式会社	東京都品川区北品川一―八―二十
東和工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田四十番地
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋一―一―四
株式会社エコプロ・リサーチ	静岡県静岡市清水区渋川百番地

○中部地方環境事務所告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月九日　中部地方環境事務所長　神田　修二

氏名又は名称	住所
豊田地質調査株式会社	愛知県豊田市市木町四丁目十六番地五
HSSエンジニヤリング株式会社	岐阜県関市肥田瀬二千七百八十五番地の十
株式会社環境保全コンサルタント	愛知県名古屋市西区名塚町一丁目百五番地

○中部地方環境事務所告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月九日　中部地方環境事務所長　神田　修二